

【A2 訪問型サービス（従前相当） サービスコード表】

令和7年4月施行版

指定居宅介護事業所において、介護福祉士等が共生型訪問型サービスを行う場合もこのサービスコード表を使用します。

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス1 1 日割	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス1 2	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス1 2 日割	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス1 3	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス1 3 日割	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算		-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1 日割	高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2	高齢者虐待防止措置未実施減算		-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2 日割	高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3	高齢者虐待防止措置未実施減算		-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3 日割	高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合、所定単位数の12%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算		100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ホ 生活機能向上連携加算		200 1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算		50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ト 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 224/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ト 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 182/1000 加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ト 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 145/1000 加算	1月につき

【A2 （2パターン目）訪問型サービスA サービスコード表】

令和7年4月施行版

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	941 1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割	イ	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	31 1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212	ロ	訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1,879 1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割	ロ	訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	62 1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213	ハ	訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	2,982 1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割	ハ	訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	98 1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211		高齢者虐待防止措置未実施減算		-9 1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割		高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		高齢者虐待防止措置未実施減算		-19 1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		高齢者虐待防止措置未実施減算		-30 1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合、所定単位数の12%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ニ 口腔連携強化加算			50 1回につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ト 介護職員等処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 224/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ト 介護職員等処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 182/1000 加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ト 介護職員等処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 145/1000 加算	1月につき

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス（従前相当）のサービスコードと同じです。

【A2 （3パターン目）訪問型サービス（従前相当）（共生型70） サービスコード表】

令和7年4月施行版
(70/100)

指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従事者基礎研修過程修了者等が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A2	1131	訪問型独自サービス／3 1 1	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	823	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービス／3 1 1 日割	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	27	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス／3 1 2	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	1,644	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス／3 1 2 日割	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	54	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス／3 1 3	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	2,609	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス／3 1 3 日割	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	86	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	-8	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 1 日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 2	高齢者虐待防止措置未実施減算	-16	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 2 日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 3	高齢者虐待防止措置未実施減算	-26	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／3 1 3 日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1日につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ニ 初回加算	200	1月につき
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ホ 生活機能向上連携加算	100	1月につき
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3	ホ 生活機能向上連携加算	200	1月につき
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算／3	ヘ 口腔連携強化加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ト 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 224/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ト 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 182/1000 加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ト 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 145/1000 加算	1月につき

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス（従前相当）のサービスコードと同じです。

【A2（4パターン目）訪問型サービス（従前相当）（共生型93） サービスコード表】

令和7年4月施行版

指定居宅介護事業所において、重度訪問介護従事者基礎研修修了者が共生型訪問型サービスを行う場合、

または、指定重度介護訪問介護事業所において共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。（93/100）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A2	1141	訪問型独自サービス／4 1 1	イ	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,094 1月につき
A2	2141	訪問型独自サービス／4 1 1 日割	イ	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	36 1日につき
A2	1241	訪問型独自サービス／4 1 2	ロ	訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,185 1月につき
A2	2241	訪問型独自サービス／4 1 2 日割	ロ	訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	72 1日につき
A2	1351	訪問型独自サービス／4 1 3	ハ	訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,466 1月につき
A2	2351	訪問型独自サービス／4 1 3 日割	ハ	訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	114 1日につき
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 1		高齢者虐待防止措置未実施減算		-11 1月につき
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 1 日割		高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 2		高齢者虐待防止措置未実施減算		-22 1月につき
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 2 日割		高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 3		高齢者虐待防止措置未実施減算		-35 1月につき
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 3 日割		高齢者虐待防止措置未実施減算		-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合、所定単位数の12%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算/4	ニ 初回加算			200 1月につき
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	ホ 生活機能向上連携加算			100 1月につき
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4	ホ 生活機能向上連携加算			200 1月につき
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算／4	ヘ 口腔連携強化加算			50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ト 介護職員等処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 224/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ト 介護職員等処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 182/1000 加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ト 介護職員等処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 145/1000 加算	1月につき

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス（従前相当）のサービスコードと同じです。

【A6 通所型サービス（従前相当） サービスコード表】

令和7年4月施行版

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位	合成単位数	算定単位
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援2	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援2	-752	1月につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240	1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50	1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200	1月につき
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150	1月につき
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ヘ 口腔機能向上加算	(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160	1月につき
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480	1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 事業対象者・要支援1	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 事業対象者・要支援2	176	1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1	チ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 事業対象者・要支援1	72	1月につき
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2	チ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 事業対象者・要支援2	144	1月につき
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1	チ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 事業対象者・要支援1	24	1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2	チ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 事業対象者・要支援2	48	1月につき
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	1月につき
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5	1回につき
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 92/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算		1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算		1月につき
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算		1月につき

定員超過の場合（70％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位	合成単位数	算定単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合（70％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位	合成単位数	算定単位
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	83	1日につき

※事業所が送迎を行わない場合については、サービスコード項目1111及び1112を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、サービスコード項目1121及び1122を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

【A6（２パターン目） 通所型サービスA（送迎あり） サービスコード表】

令和７年４月施行版

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	1211	通所型独自サービス／２１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,419 1月につき
A6	1212	通所型独自サービス／２１１日割	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	47 1日につき
A6	1221	通所型独自サービス／２１２	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	2,855 1月につき
A6	1222	通所型独自サービス／２１２日割	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	95 1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／２１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	-14 1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／２１１日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	-1 1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／２１２	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 2	-29 1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／２１２日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 2	-1 1日につき
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／２１１	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	-14 1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／２１１日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	-1 1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／２１２	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 2	-29 1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／２１２日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 2	-1 1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の ５％ 加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の ５％ 加算	1日につき
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／２	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 1月につき
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／２	ニ 栄養アセスメント加算		50 1月につき
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／２	ホ 栄養改善加算		200 1月につき
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／２	ヘ 口腔機能向上加算	(１) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150 1月につき
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／２	ヘ 口腔機能向上加算	(２) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160 1月につき
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／２	ト 一体的サービス提供加算		480 1月につき
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／２１	チ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援 1	24 1月につき
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／２２	チ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援 2	48 1月につき
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／２	リ 生活機能向上連携加算	(１) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (３月に１回を限度)	100 1月につき
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／２	リ 生活機能向上連携加算	(２) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 1月につき
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／２	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(１) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (６月に１回を限度)	20 1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／２	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(２) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (６月に１回を限度)	5 1回につき
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／２	ル 科学的介護推進体制加算		40 1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算	1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算	1月につき
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算	1月につき

定員超過の場合（７０％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	8004	通所型独自サービス／２１１・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	993 1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／２１１日割・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	33 1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／２１２・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	1,999 1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／２１２日割・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	67 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合（７０％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	9004	通所型独自サービス／２１１・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	993 1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／２１１日割・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	33 1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／２１２・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	1,999 1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／２１２日割・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	67 1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、
通所型サービス（従前相当）のサービスコードと同じです。

【A6（３パターン目） 通所型サービスA（送迎なし） サービスコード表】

令和 7 年 4 月施行版

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	1311	通所型独自サービス／３１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,259	1月につき
A6	1312	通所型独自サービス／３１１日割	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	41	1日につき
A6	1321	通所型独自サービス／３１２	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	2,535	1月につき
A6	1322	通所型独自サービス／３１２日割	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	83	1日につき
A6	C231	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／３１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	-13	1月につき
A6	C232	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／３１１日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	-1	1日につき
A6	C233	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／３１２	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 2	-25	1月につき
A6	C234	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／３１２日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 2	-1	1日につき
A6	D231	通所型独自業務継続計画未策定減算／３１１	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	-13	1月につき
A6	D232	通所型独自業務継続計画未策定減算／３１１日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	-1	1日につき
A6	D233	通所型独自業務継続計画未策定減算／３１２	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 2	-25	1月につき
A6	D234	通所型独自業務継続計画未策定減算／３１２日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 2	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の ５％ 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の ５％ 加算		1日につき
A6	5030	通所型独自生活上グループ活動加算／３	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100	1月につき
A6	6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／３	ニ 栄養アセスメント加算		50	1月につき
A6	5023	通所型独自サービス栄養改善加算／３	ホ 栄養改善加算		200	1月につき
A6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／３	ヘ 口腔機能向上加算	(Ⅰ) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150	1月につき
A6	5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／３	ヘ 口腔機能向上加算	(Ⅱ) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160	1月につき
A6	6330	通所型独自一体的サービス提供加算／３	ト 一体的サービス提供加算		480	1月につき
A6	6133	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ／３１	チ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援 1	24	1月につき
A6	6134	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ／３２	チ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援 2	48	1月につき
A6	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／３	リ 生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (３月に１回を限度)	100	1月につき
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／３	リ 生活機能向上連携加算	(Ⅱ) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	1月につき
A6	6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／３	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (６月に１回を限度)	20	1回につき
A6	6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／３	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅱ) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (６月に１回を限度)	5	1回につき
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／３	ル 科学的介護推進体制加算		40	1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算		1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算		1月につき
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算		1月につき

定員超過の場合（７０％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	8007	通所型独自サービス／３１１・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	881	1月につき
A6	8008	通所型独自サービス／３１１日割・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	29	1日につき
A6	8017	通所型独自サービス／３１２・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	1,775	1月につき
A6	8018	通所型独自サービス／３１２日割・定超	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	58	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合（７０％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	9007	通所型独自サービス／３１１・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	881	1月につき
A6	9008	通所型独自サービス／３１１日割・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	29	1日につき
A6	9017	通所型独自サービス／３１２・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	1,775	1月につき
A6	9018	通所型独自サービス／３１２日割・人欠	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 2	58	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、
通所型サービス（従前相当）のサービスコードと同じです。

【A6（４パターン目）通所型サービス（従前相当）（共生型９０） サービスコード表】

令和７年４月施行版

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	1411	通所型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618	1月につき
A6	1412	通所型独自サービス／411日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	53	1日につき
A6	1421	通所型独自サービス／412	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,259	1月につき
A6	1422	通所型独自サービス／412日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	107	1日につき
A6	C241	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	-16	1月につき
A6	C242	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 1日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	-1	1日につき
A6	C243	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 2	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援2	-33	1月につき
A6	C244	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／4 1 2日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援2	-1	1日につき
A6	D241	通所型独自業務継続計画未策定減算／4 1 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	-16	1月につき
A6	D242	通所型独自業務継続計画未策定減算／4 1 1日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	-1	1日につき
A6	D243	通所型独自業務継続計画未策定減算／4 1 2	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	-33	1月につき
A6	D244	通所型独自業務継続計画未策定減算／4 1 2日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5％ 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5％ 加算		1日につき
A6	6145	通所型独自サービス同一建物減算／4 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	-376	1月につき
A6	6146	通所型独自サービス同一建物減算／4 2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援2	-752	1月につき
A6	5642	通所型独自送迎減算／4	事業所が送迎を行わない場合		-47	片道につき
A6	5040	通所型独自生活上グループ活動加算／4	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100	1月につき
A6	6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／4	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240	1月につき
A6	6140	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／4	ニ 栄養アセスメント加算		50	1月につき
A6	5033	通所型独自サービス栄養改善加算／4	ホ 栄養改善加算		200	1月につき
A6	5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／4	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150	1月につき
A6	5041	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／4	ヘ 口腔機能向上加算	(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	160	1月につき
A6	6340	通所型独自一体的サービス提供加算／4	ト 一体的サービス提供加算		480	1月につき
A6	6041	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／4 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 事業対象者・要支援1	88	1月につき
A6	6042	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／4 2	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 事業対象者・要支援2	176	1月につき
A6	6147	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／41	チ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 事業対象者・要支援1	72	1月につき
A6	6148	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／42	チ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 事業対象者・要支援2	144	1月につき
A6	6143	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／41	チ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 事業対象者・要支援1	24	1月につき
A6	6144	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／42	チ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 事業対象者・要支援2	48	1月につき
A6	4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100	1月につき
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4	リ 生活機能向上連携加算	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	1月につき
A6	6230	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／4	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20	1回につき
A6	6231	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／4	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5	1回につき
A6	6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／4	ル 科学的介護推進体制加算		40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 92/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算		1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算		1月につき
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算		1月につき

定員超過の場合（７０％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	8021	通所型独自サービス／4 1 1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,133	1月につき
A6	8022	通所型独自サービス／4 1 1日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	37	1日につき
A6	8031	通所型独自サービス／4 1 2・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	2,281	1月につき
A6	8032	通所型独自サービス／4 1 2日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	75	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合（７０％）

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定項目	合成単位数	算定単位
A6	9021	通所型独自サービス／4 1 1・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,133	1月につき
A6	9022	通所型独自サービス／4 1 1日割・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	37	1日につき
A6	9031	通所型独自サービス／4 1 2・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	2,281	1月につき
A6	9032	通所型独自サービス／4 1 2日割・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	75	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、

通所型サービス（従前相当）のサービスコードと同じです。

※事業所が送迎を行わない場合については、サービスコード項目1411及び1412を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、

サービスコード項目1421及び1422を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

【A7 通所型サービス サービスコード表】

令和7年4月施行版

生活相談員配置加算

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A7	1011	共生型通所型・生活相談員配置加算・1割	生活相談員配置加算	1割負担者用	13	1日につき
A7	1012	共生型通所型・生活相談員配置加算・2割	生活相談員配置加算	2割負担者用	13	1日につき
A7	1013	共生型通所型・生活相談員配置加算・3割	生活相談員配置加算	3割負担者用	13	1日につき

差額調整加算

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A7	2011	共生型通所型・差額調整加算1・1割	差額調整加算1	1割負担者用	54	1月につき
A7	2012	共生型通所型・差額調整加算1・2割	差額調整加算1	2割負担者用	54	1月につき
A7	2013	共生型通所型・差額調整加算1・3割	差額調整加算1	3割負担者用	54	1月につき
A7	2021	共生型通所型・差額調整加算2・1割	差額調整加算2	1割負担者用	109	1月につき
A7	2022	共生型通所型・差額調整加算2・2割	差額調整加算2	2割負担者用	109	1月につき
A7	2023	共生型通所型・差額調整加算2・3割	差額調整加算2	3割負担者用	109	1月につき
A7	2031	共生型通所型・差額調整加算3・1割	差額調整加算3	1割負担者用	90	1月につき
A7	2032	共生型通所型・差額調整加算3・2割	差額調整加算3	2割負担者用	90	1月につき
A7	2033	共生型通所型・差額調整加算3・3割	差額調整加算3	3割負担者用	90	1月につき
A7	2041	共生型通所型・差額調整加算4・1割	差額調整加算4	1割負担者用	181	1月につき
A7	2042	共生型通所型・差額調整加算4・2割	差額調整加算4	2割負担者用	181	1月につき
A7	2043	共生型通所型・差額調整加算4・3割	差額調整加算4	3割負担者用	181	1月につき
A7	2051	共生型通所型・差額調整加算5・1割	差額調整加算5	1割負担者用	2	1日につき
A7	2052	共生型通所型・差額調整加算5・2割	差額調整加算5	2割負担者用	2	1日につき
A7	2053	共生型通所型・差額調整加算5・3割	差額調整加算5	3割負担者用	2	1日につき
A7	2061	共生型通所型・差額調整加算6・1割	差額調整加算6	1割負担者用	4	1日につき
A7	2062	共生型通所型・差額調整加算6・2割	差額調整加算6	2割負担者用	4	1日につき
A7	2063	共生型通所型・差額調整加算6・3割	差額調整加算6	3割負担者用	4	1日につき
A7	2071	共生型通所型・差額調整加算7・1割	差額調整加算7	1割負担者用	3	1日につき
A7	2072	共生型通所型・差額調整加算7・2割	差額調整加算7	2割負担者用	3	1日につき
A7	2073	共生型通所型・差額調整加算7・3割	差額調整加算7	3割負担者用	3	1日につき
A7	2081	共生型通所型・差額調整加算8・1割	差額調整加算8	1割負担者用	6	1日につき
A7	2082	共生型通所型・差額調整加算8・2割	差額調整加算8	2割負担者用	6	1日につき
A7	2083	共生型通所型・差額調整加算8・3割	差額調整加算8	3割負担者用	6	1日につき
A7	2091	共生型通所型・差額調整加算9・1割	差額調整加算9	1割負担者用	5	1月につき
A7	2092	共生型通所型・差額調整加算9・2割	差額調整加算9	2割負担者用	5	1月につき
A7	2093	共生型通所型・差額調整加算9・3割	差額調整加算9	3割負担者用	5	1月につき
A7	2101	共生型通所型・差額調整加算10・1割	差額調整加算10	1割負担者用	4	1月につき
A7	2102	共生型通所型・差額調整加算10・2割	差額調整加算10	2割負担者用	4	1月につき
A7	2103	共生型通所型・差額調整加算10・3割	差額調整加算10	3割負担者用	4	1月につき
A7	2111	共生型通所型・差額調整加算11・1割	差額調整加算11	1割負担者用	5	1月につき
A7	2112	共生型通所型・差額調整加算11・2割	差額調整加算11	2割負担者用	5	1月につき
A7	2113	共生型通所型・差額調整加算11・3割	差額調整加算11	3割負担者用	5	1月につき
A7	2121	共生型通所型・差額調整加算12・1割	差額調整加算12	1割負担者用	3	1月につき
A7	2122	共生型通所型・差額調整加算12・2割	差額調整加算12	2割負担者用	3	1月につき
A7	2123	共生型通所型・差額調整加算12・3割	差額調整加算12	3割負担者用	3	1月につき
A7	2271	共生型通所型・差額調整加算27・1割	差額調整加算27	1割負担者用	10	1月につき
A7	2272	共生型通所型・差額調整加算27・2割	差額調整加算27	2割負担者用	10	1月につき

A 7	2273	共生型通所型・差額調整加算27・3割	差額調整加算27	3割負担者用	10	1月につき
A 7	2281	共生型通所型・差額調整加算28・1割	差額調整加算28	1割負担者用	10	1月につき
A 7	2282	共生型通所型・差額調整加算28・2割	差額調整加算28	2割負担者用	10	1月につき
A 7	2283	共生型通所型・差額調整加算28・3割	差額調整加算28	3割負担者用	10	1月につき
A 7	2291	共生型通所型・差額調整加算29・1割	差額調整加算29	1割負担者用	8	1月につき
A 7	2292	共生型通所型・差額調整加算29・2割	差額調整加算29	2割負担者用	8	1月につき
A 7	2293	共生型通所型・差額調整加算29・3割	差額調整加算29	3割負担者用	8	1月につき
A 7	2301	共生型通所型・差額調整加算30・1割	差額調整加算30	1割負担者用	7	1月につき
A 7	2302	共生型通所型・差額調整加算30・2割	差額調整加算30	2割負担者用	7	1月につき
A 7	2303	共生型通所型・差額調整加算30・3割	差額調整加算30	3割負担者用	7	1月につき
A 7	2451	共生型通所型・差額調整加算45・1割	差額調整加算45	1割負担者用	8	1月につき
A 7	2452	共生型通所型・差額調整加算45・2割	差額調整加算45	2割負担者用	8	1月につき
A 7	2453	共生型通所型・差額調整加算45・3割	差額調整加算45	3割負担者用	8	1月につき
A 7	2461	共生型通所型・差額調整加算46・1割	差額調整加算46	1割負担者用	8	1月につき
A 7	2462	共生型通所型・差額調整加算46・2割	差額調整加算46	2割負担者用	8	1月につき
A 7	2463	共生型通所型・差額調整加算46・3割	差額調整加算46	3割負担者用	8	1月につき
A 7	2471	共生型通所型・差額調整加算47・1割	差額調整加算47	1割負担者用	8	1月につき
A 7	2472	共生型通所型・差額調整加算47・2割	差額調整加算47	2割負担者用	8	1月につき
A 7	2473	共生型通所型・差額調整加算47・3割	差額調整加算47	3割負担者用	8	1月につき
A 7	2481	共生型通所型・差額調整加算48・1割	差額調整加算48	1割負担者用	5	1月につき
A 7	2482	共生型通所型・差額調整加算48・2割	差額調整加算48	2割負担者用	5	1月につき
A 7	2483	共生型通所型・差額調整加算48・3割	差額調整加算48	3割負担者用	5	1月につき
A 7	2631	共生型通所型・差額調整加算63・1割	差額調整加算63	1割負担者用	16	1月につき
A 7	2632	共生型通所型・差額調整加算63・2割	差額調整加算63	2割負担者用	16	1月につき
A 7	2633	共生型通所型・差額調整加算63・3割	差額調整加算63	3割負担者用	16	1月につき
A 7	2641	共生型通所型・差額調整加算64・1割	差額調整加算64	1割負担者用	17	1月につき
A 7	2642	共生型通所型・差額調整加算64・2割	差額調整加算64	2割負担者用	17	1月につき
A 7	2643	共生型通所型・差額調整加算64・3割	差額調整加算64	3割負担者用	17	1月につき
A 7	2651	共生型通所型・差額調整加算65・1割	差額調整加算65	1割負担者用	14	1月につき
A 7	2652	共生型通所型・差額調整加算65・2割	差額調整加算65	2割負担者用	14	1月につき
A 7	2653	共生型通所型・差額調整加算65・3割	差額調整加算65	3割負担者用	14	1月につき
A 7	2661	共生型通所型・差額調整加算66・1割	差額調整加算66	1割負担者用	11	1月につき
A 7	2662	共生型通所型・差額調整加算66・2割	差額調整加算66	2割負担者用	11	1月につき
A 7	2663	共生型通所型・差額調整加算66・3割	差額調整加算66	3割負担者用	11	1月につき

【A F 介護予防ケアマネジメント サービスコード表】

令和 7 年 4 月施行版

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
AF	1001	介護予防ケア A	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント A	442	1 月につき
AF	1002	介護予防ケア A + 初回	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント A + 初回加算	742	1 月につき
AF	1003	介護予防ケア A + 委託連携	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント A + 委託連携加算	742	1 月につき
AF	1004	介護予防ケア A + 初回 + 委託連携	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント A + 初回加算 + 委託連携加算	1,042	1 月につき
AF	2001	介護予防ケア B	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント B	221	1 月につき
AF	2002	介護予防ケア B + 初回	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント B + 初回加算	521	1 月につき
AF	2003	介護予防ケア B + 委託連携	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント B + 委託連携加算	521	1 月につき
AF	2004	介護予防ケア B + 初回 + 委託連携	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント B + 初回加算 + 委託連携加算	821	1 月につき
AF	3001	介護予防ケア C	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメント C	442	1 月につき
AF	7001	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算		-4	1 月につき
AF	7002	介護予防ケア業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算		-4	1 月につき